

ID: 336

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用料条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	昭和29年条例第5号		
【根拠条文】 (占用料の不還付) 第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 法第71条第2項各号のいずれかに該当し、占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日